

# 水道事業の経営課題

平成31年4月26日

久御山町事業建設部上下水道課

# 〈目次〉

- 1 地下水利用専用水道について
- 2 基本料金減免制度について
- 3 開栓手数料について
- 4 検討事項と論点の整理

# 1 地下水利用専用水道について

# (1) 地下水利用専用水道とは

病院、大規模店舗、ホテルなどの事業者が、自己で深井戸を掘削し、浄水処理を行うなどして地下水を利用する専用水道のこと。

多くの地下水利用専用水道では、地下水と水道事業者からの水道水との混合利用を行っており、水道水をバックアップ用として使用することが多い。

## (2) 地下水利用専用水道の問題点

- 大口使用者が地下水利用専用水道に切り替えた場合、水道事業の給水量・給水収益が減少する。
- 水道水併用の地下水利用専用水道の設置者は、通常時は水道水を利用しないか、利用しても少量であるため、水道施設の整備、維持管理に要する経費を回収することができない。
- 停滞水の発生による水質悪化のおそれ

# (3) 地下水利用専用水道の現状

表1 地下水利用専用水道(水道水併用)の現状(口径50mm以上、上位5社)

(単位:mm・m<sup>3</sup>)

事業所	口径	種別	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
A事業所	200	水道水	220,160	218,270	215,360	212,960
		地下水	1,141,954	1,067,827	945,894	464,178
		年間使用水量	1,362,114	1,286,097	1,161,254	677,138
B事業所	100	水道水	105,998	103,838	53,776	61,766
		地下水	0	5,367	64,658	76,370
		年間使用水量	105,998	109,205	118,434	138,136
C事業所	75	水道水	0	0	0	0
		地下水	113,683	107,978	104,752	115,398
		年間使用水量	113,683	107,978	104,752	115,398
D事業所	50	水道水	—	22,876	1,770	6,602
		地下水	—	22,569	60,774	56,065
		年間使用水量	—	45,445	62,544	62,667
E事業所	50	水道水	0	0	0	0
		地下水	61,180	58,598	58,062	57,841
		年間使用水量	61,180	58,598	58,062	57,841

## (4) 地下水利用専用水道の対応策

### 〈対応策の考え方〉

- 水道水の利用を促進し、地下水利用専用水道への転換を抑止する方法
- 水道水併用の地下水利用専用水道の設置者に対し、本来負うべき水道利用に伴う負担を求める方法

# ア 料金体系の見直し

## 〈利用促進〉

- 逦増型従量料金制 → 単一型  
逦増逦減併用型

## 〈負担を求める〉

- 基本料金と従量料金の配賦割合の見直し

平成30年度割合実績

基本料金(メーター使用料含む) : 超過料金 = 23.8 : 76.2



# イ 負担金制度

## 〈趣旨〉

水道水併用の地下水利用専用水道の設置者とその他の使用者との間の負担の公平性を確保するため、水道事業者が水道施設の整備、維持管理に要している経費のうち、固定費（需要家費を含む。）について、水道料金では回収できない部分を負担金として徴収する制度。

# 〈導入事例〉

## 京都市（水道施設維持負担金制度）

### 必要事項の届出

- ・ 1年間に使用する予定の水道水の水量
- ・ 1年間に必要となる準備水道水（通常使用している地下水等が利用できない事態が生じたときに必要となる水道水）の水量



（上下水道局による確認・審査等）

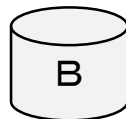
### 年間計画使用水量の認定・通知

届出の水量等を考慮し、1年間に必要となる水道水の水量を「年間計画使用水量」として認定・通知する。

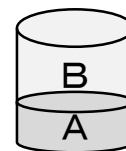
〈年間計画使用水量〉



+



=



〔 A 1年間に使用する  
予定の水道水の水量 〕

〔 B 1年間に必要となる  
準備水道水の水量 〕

〔 年間計画  
使用水量  
(A+B) 〕



(1年間の水道水使用量の実績確定後)

### 水道施設維持負担金の算定・通知

1年間の水道水使用量の実績(水道水実使用水量)が「年間計画使用水量の1/2」に満たない場合、水道施設維持負担金の額を算定し、通知する。

〈水道施設維持負担金の算定式〉

$$\text{水道施設維持負担金の額} = \left[ \text{年間計画使用水量} - \text{水道水実使用水量} \times 2 \right] \times \text{負担金単価}(\text{※}) \times \text{消費税}$$

※ 水道水1m<sup>3</sup>当たりの固定費の平均値



(水道施設維持負担金が生じる場合)

### 水道施設維持負担金の請求

請求書類を送付する。

## 〈メリット〉

- 水道水併用の地下水利用専用水道の設置者に対し、適正な負担を求めることができる。
- 固定費の適正な回収が図れ、使用者間の公平性が確保できる。

## 〈デメリット〉

- 既存の事業者にも新たに負担を求めることとなるため、対象事業者の経営に大きく影響する。
- 実質的に地下水利用に対し負担が生じる結果となるため、企業進出などに影響する可能性がある。

# ウ 個別需給給水契約制度

## 〈趣旨〉

一定の条件を満たした使用者を対象として、個別に契約を締結することにより、通常より安い料金単価で水道水を供給する制度。

契約者ごとに過去の使用実績を基に基準水量を設定し、その基準水量を超えて使用した水量に対し割引き単価を適用する制度や契約者一律で一定水量を超えた場合に逡減料金を適用する制度がある。

# 〈導入事例〉

## 北九州市(大口使用者特割制度)

### 適用の要件

- ・ 水道を1年間以上使用していること
- ・ 契約申込み前の直近10年間で、1つのメーターにつき水道水の使用量が、1月で3,000m<sup>3</sup>以上の使用実績があること
- ・ 水道料金を滞納していないこと

### 基準水量(1か月)

- ・ 契約申込み月を除く直近1年間のうち、最も使用水量の多い月の水量(最大使用水量)を基に算定
- ・ 最大使用水量が1,000m<sup>3</sup>に満たない場合は、1,000m<sup>3</sup>とする。
- ・ 基準水量は、7年間適用

#### 〈基準水量の計算方法〉

契約申込み前の直近1年間のうち、  
最も使用水量の多い月の水量(最大使用水量) ÷ 使用日数 × 30日

### 適用単価

通常の従量料金単価(1,000m<sup>3</sup>以上)  
310円/m<sup>3</sup>

→

適用単価(基準水量を超える水量)  
160円/m<sup>3</sup>

## 〈メリット〉

- 大口使用者の誘致や業務拡大の支援となり、給水量・給水収益の増加が期待できる。
- 地下水にかかるコストとの競争が図れ、地下水への転換の抑止や水道水への回帰が期待できる。

## 〈デメリット〉

- 基準水量の設定方法によっては、料金収入が減少する可能性がある。
- 使用者が現在の使用水量の範囲内で地下水利用を考えている場合は、抑制する効果は少ない。
- 基準水量の意図的な引き下げなどの可能性がある。

# 工 地下水採取規制条例

## 〈趣旨〉

地下水採取の適正化及び地下水の合理的な利用を図ることにより、生活用水の水資源を保全するとともに、地下水の枯渇、地盤沈下などを防止することを目的とする。

## 〈導入事例〉

城陽市・向日市・長岡京市・大山崎町



## 〈メリット〉

- 地下水採取を規制することにより、大口使用者の地下水への転換を抑止する効果が期待できる。

## 〈デメリット〉

- 条例は、もっぱら環境保全を目的とするべきものであり、水道事業が、事業者としての立場から制定することは望ましくない。
- 地下水採取を規制することにより、企業進出などに影響するおそれがある。

## 2 基本料金減免制度について

# (1) 基本料金減免制度とは

生活保護世帯や低所得のひとり親世帯、ひとり暮らし老人世帯などを対象に、基本料金などの減額を行う制度。

福祉施策として実施される制度であり、その実施の有無や対象世帯、減額に伴う一般会計からの繰入れの有無など、各水道事業体において取扱いに差がある。

## (2) 本町水道事業の現状

### ア 実施状況

平成11年4月1日施行

### イ 対象者

- ・ 生活保護世帯
- ・ 65歳以上のひとり暮らし老人世帯で市町村民税が非課税世帯
- ・ 18歳未満の児童を養育する母子世帯で市町村民税が非課税世帯

### ウ 減免額

500円／月(税抜)

### エ 一般会計繰入金

有り(ただし生活保護世帯に対する減免分を除く。)

## 才 実績

表2 基本料金減免制度の実施件数の推移

(単位:世帯・円)

年度	生活保護世帯	ひとり暮らし 老人世帯	母子世帯	計	年間減免総額
24	111 (1,147)	166 (1,988)	39 (451)	316 (3,586)	1,793,000
25	107 (1,257)	184 (2,183)	46 (524)	337 (3,964)	1,982,000
26	107 (1,258)	175 (2,078)	49 (570)	331 (3,906)	1,953,000
27	83 (1,007)	205 (2,403)	53 (638)	341 (4,048)	2,024,000
28	70 (849)	201 (2,389)	51 (600)	322 (3,838)	1,919,000
29	60 (749)	210 (2,498)	45 (542)	315 (3,789)	1,894,500
30	61 (701)	205 (2,500)	46 (532)	312 (3,733)	1,866,500

※ 各年度末世帯数・( )内は年間延件数

# (3) 府内市町の実施状況

## ア 調査対象市町

京都市・福知山市・舞鶴市・綾部市・宇治市・宮津市・亀岡市・城陽市・向日市・  
 長岡京市・八幡市・京田辺市・京丹後市・南丹市・木津川市・大山崎町・井手町・  
 宇治田原町・精華町・京丹波町・与謝野町

## イ 調査実施日

平成31年2月

表3 府内市町基本料金減免制度実施状況表

状況 事業	実施	一般会計繰入金		合計	対象市町
		あり	なし		
水道	あり	3事業体	2事業体	5事業体	宇治市(※)・城陽市・八幡市・久御山町・京丹波町
	なし			17事業体	その他17市町
下水道	あり	3事業体	3事業体	6事業体	綾部市・宇治市・城陽市・八幡市・久御山町・京丹波町
	なし			16事業体	その他16市町

※ 宇治市は、「低所得者用」という料金用途を設定している。

## (4) 基本料金減免制度の問題点

- 基本料金減免制度は、福祉的施策の要素が強く、受益者負担を原則とする公営企業において実施することは適当でない。
- 生活扶助費に光熱水費が含まれていることから、生活保護世帯を対象とすることは適当でない。
- 一般会計からの繰入金がない場合は、結果的には他の使用者の負担となる。

# 3 開栓手数料について



# (1) 本町水道事業の現状

## ア 開栓手数料(税抜)

- 13mm 473円
- 20mm 565円
- 25mm 760円 etc.

## イ 実績

- 平成28年度 件数:179件 総額:103,024円(税抜)
- 平成29年度 件数:196件 総額:110,846円(税抜)

## ウ 開閉栓に係る経費(開閉栓作業委託料(税抜))

- 平成28年度 510,300円
- 平成29年度 512,400円

## (2) 府内市町の実施状況

表4 府内市町開閉栓手数料実施状況表

実施状況	事業数	対象市町・手数料(税抜)
開栓手数料のみ	6事業体	綾部市:500円・八幡市:1,000円・京田辺市:500円 久御山町:口径別・井手町:1,142円・精華町:1,500円
開栓・閉栓手数料	7事業体	舞鶴市:500円・宮津市:477円・向日市:300円(※) 京丹後市:1,000円・南丹市:200円・京丹波町:3,000円 与謝野町:500円
手数料なし	9事業体	京都市・福知山市・宇治市・亀岡市・城陽市 長岡京市・木津川市・大山崎町・宇治田原町

※ 向日市は、名義変更手数料300円も徴収している。

### (3) 開栓手数料の問題点

#### 〈徴収する場合〉

- 申込者から申込みの際に徴収する必要があるため、開栓申込者は必ず来庁する必要がある。
- 現在の手数料の水準では、その経費の全てを賄うことができず、残額は水道料金の原価に含まれることとなるため、負担の公平性が確保できない。

#### 〈徴収しない場合〉

- 開栓(閉栓)に係る経費が水道料金の原価に含まれることとなるため、負担の公平性が確保できない。

## 4 検討事項と論点の整理

検討事項	論点
(1) 地下水利用専用水道対応策	ア 料金体系の見直し イ 負担金制度の導入 ウ 個別受給給水契約制度の導入 エ 地下水採取規制条例の制定
(2) 基本料金減免制度	ア 減免制度を継続する。 (ア) 現行のまま継続する。 a 生活保護世帯の減免額も繰入れの対象とする。 b 繰入れについても現行のまま継続する。 (イ) 生活保護世帯を対象から除外する。 イ 減免制度を廃止する。
(3) 開栓手数料	ア 開栓手数料を引き続き徴収する。 (ア) 開栓手数料の増額改定を実施する。 (イ) 口径別の手数料を廃止し、単一手数料とする。 (ウ) 閉栓についても手数料を徴収する。 イ 開栓手数料を廃止する。